

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月27日
照会部署名 高知事務センター管理・厚年グループ
照会担当者 松田 和信 (役職名) 管理・厚年G長
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 楠岡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-4

本部受付番号 No. 2010—642

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

毎月変更される通勤手当の随時改定について

(内容)

毎月のガソリン単価の変動にあわせてマイカー通勤者の通勤手当の基礎となる単価額が変更になったとして月額変更届が提出されたが、随時改定となるか。大阪に本社がある事業所からの指示で月額変更届を提出している、とのこと。

【質疑1】

通勤手当自体は毎月支給される手当であり、固定的賃金が毎月変動しているとして、毎月随時改定の判定が必要か？

【質疑2】

「固定的賃金とは、基本給、住宅手当等稼動実績に直接関係なく、月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいう（問答式実務要覧）」の考え方から、毎月変動のある手当は、通勤手当とはいえ固定的賃金とはみなさないと考え随時改定の対象外とすることは可能か？

【質疑3】

ガソリンの平均単価額の変動にとらわれることなく、マイカー通勤者の場合、通勤距離の変動があった場合のみ、固定的賃金の変動とみなし、随時改定の判定を行うか？

【質疑4】

ガソリン単価の変動を見て、毎月通勤手当の変更を行うことが、事業所の事務が煩雑で、3ヶ月程度への見直しを考えていることだが、この場合はいかがか？

《見解》

- ・通勤手当自体は、固定的賃金に当たりますが、変動が激しい通勤手当を固定的賃金に含めることは適当でなく、毎月変動する場合は隨時改定に該当しないと考えています。【質疑1及び2】
- ・マイカー通勤の場合は、事業場や自宅（居所）の変更を伴った通勤距離の変動による手当額の変動が固定的賃金の変動とみなし、隨時改定を判定すると考えます。【質疑3】
- ・【質疑4】については、毎月の変動が月変不該当とした場合、12ヶ月期ごとの手当額の見直しなら、月変該当と考えてもよいが、見直し期間で判断できないので（2ヶ月ごとや半年）、ガソリン単価変更の場合の通勤手当額の変更は随时改定の対象にならないと考えます。

(ブロック本部回答)

見解のとおりと思われるが、当該疑義の内容が諸規程等において明らかにされていないため、品質管理部品質管理グループへの照会を要する。

回答日 平成22年 6月 3日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

【質疑1～3】について

労働の対価として一定の給与規程等に基づいて支給されるものは報酬の範囲に含まれる。したがって、その報酬を決定する際の根拠となる「単価」が変動しているのであれば、固定的賃金の変動として取扱うこととなる。

【質疑4】について

期間をまとめて（数カ月単位）通勤費を支払う場合であっても、その通勤費を計算する根拠となったガソリンの単価に変動が生じるのであれば、その期間ごとに隨時改定の対象とすべきであると考える。

【類似疑義照会 2010-515 参照】

回答日 平成22年 9月27日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上